

平成30年度予算編成に関する基本方針

わが国の経済は、雇用・所得環境が改善し、経済の好循環が着実に回り始めており、景気は緩やかな回復基調が続いている。しかし、一方で賃金の伸びは緩やかなものにとどまり、潜在成長率も依然として1%を下回るなど、成長力に力強さを欠いた状況が続いている。

こうした背景の下、区では平成29年度当初予算において、基幹収入たる特別区税については、納税義務者の増加も踏まえ、ふるさと納税の影響を考慮しつつも、増額を見込んだところである。しかし、配当割交付金や株式等譲渡所得割交付金などの税連動交付金は大幅な減少が見込まれ、歳入予算における一般財源は、財政調整基金等からの繰入を除くと前年度を下回ると予測している。こうした状況は、今後も大きく変わることはなく、ふるさと納税による影響額が更に拡大した場合には、特別区税が落ち込む可能性もあり得る状況となっている。

一方、歳出に関しては、ここ数年、重点的に取り組んできた保育定員の増に伴い、保育関連経費が運営経費のみを見ても、一般財源ベースで毎年10億円以上（平成29年度は当初予算ベースで30億円以上）増え続けている。加えて、生活保護費、障害者福祉費等も増傾向にあり、扶助費は右肩上がりの状況にある。さらに、人件費の高騰などに伴う物件費の増加などもあり、削減の困難な義務的経費等は増加の一途をたどっている。

この結果、この間、持続可能な財政運営を維持するために積み増してきた基金残高も、今年度は、取崩額が積立額を上回ることが見込まれる状況となっている。

こうした中で、平成30年度には、総合計画の最終期にあたる第3段階（平成31～33年度）の改定と区立施設再編整備計画第一期・第二次実施プラン（平成31～33年度）の策定を予定しており、基本構想の実現に向けて、新たな課題への対応も含め、将来を見据えた財源を確保することが求められる。このような区財政をめぐる厳しい状況を全職員が共有し、一丸となってこれまで以上に事務事業の見直しによる歳出の削減と歳入の確保に努めなければならない。

以上の点を踏まえ、平成30年度の予算編成は、以下の方針に基づき行うものとする。

記

1 全般的事項

(1) 「総合計画・実行計画」の着実な推進

基本構想の実現に向けて、実行計画事業については、事業を着実に推進させるため、確実に予算に反映させる必要があるものではあるが、改めて経費削減の観点から効率的、効果的手法がないか徹底した精査を行った上で、見積もること。

(2) 「区立施設再編整備計画（第一期）・第一次実施プラン」の着実な推進

第一次実施プランの最終年度にあたり、工事単価が高騰する中でも着実に計画を推進するため、コスト縮減につながるあらゆる手法を検討した上で、必要な経費を見積もること。

(3) 「協働推進計画」及び「行財政改革推進計画」の着実な取組

区の施策・事業のすべての分野に関わる協働と行財政改革の取組は、「実行計画」と併せて、基本構想実現のために着実に推進すべきものであり、計画の内容を十分に精査し必要な経費を見積もること。

(4) 行政評価の活用

これまでの予算執行率、活動指標、成果指標の達成度等を十分に勘案して行った事務事業評価の結果（事業コストの方向性）を踏まえて、より効率的に大きな成果が得られるよう、必要な経費を見積もること。

(5) 区民ニーズ等を踏まえた事業のスクラップ・アンド・ビルド

区民ニーズや事業を取り巻く環境の変化などに対応して新規事業を計上する場合は、同様の観点から前年度予算で計上した既定事業の見直し（廃止・縮小）を行い、その財源を確保した上で必要な経費を見積もること。

また、区民からの陳情・請願、あるいは議会審議等を通じて出された意見・要望については、十分な検討を加えて見積もること。

(6) 国・都の動向等の注視

国・都の施策の動向等を十分注視し、スピード感をもって事業の見直しを行った上で、的確に見積もること。

(7) 特別会計

特別会計については、設置の趣旨に基づき編成すること。特に、一般会計との均衡を失しないよう十分配慮し、合理的基準により経費を算出するとともに、収入の確保に最大限努めること。

2 歳出

(1) 待機児童解消に向けた取組

保育所入所待機児童の解消に向けて、地域の需要を見極め、認可保育所を核とした効率的な施設整備により定員増を図るとともに、既存の保育施設についても、より効率的・効果的な運営への転換を進めるために必要な経費を見積もること。

(2) 防災、減災対策の強化等への対応

日本各地で、震災、水害が多発しており、早期に災害に強いまちづくりを行うことは、重要な課題である。他の自治体での事例等を踏まえ、緊急性の高い事業から優先的に見積もること。

(3) 公共工事に係る建設経費

区が発注する公共工事の経費については、その必要性、優先度を十分に考慮した上で、見積もること。また、新たに施設の改築等を行う場合の規模については、単に、用地の有効活用という視点からのみで考えるのではなく、将来を見据えて真に必要な面積を精査する必要がある。そのため、事業の構想・設計の段階で十分な精査を行い、工事から維持管理に至るまでのトータルコストの縮減につながるよう努めること。

(4) 補助金の見直し

補助金については、常態化を避けるためにも、原則として終期を設定（サンセット）することとしたところである。改めて事務事業評価とも合わせて指標の達成状況を確認し、効果が低いものについては、他の事業への転換や廃止を図ること。

(5) 人件費の縮減

事業の統合や見直しにより、引き続き、人件費の抑制に努めること。特に、この間、進めてきた超過勤務の縮減については、職員のワークライフバランスの推進と健康管理の充実を図るとともに、財政健全化のための人件費の縮減に努めるという観点から、効果的・効率的な事業執行を図り更なる縮減に努めること。

3 歳入

(1) 特別区税

特別区税については、経済情勢と区民所得の動向、ふるさと納税による影響額や過去における決算の状況、さらには、税制の動向等も踏まえた詳細な検討を行い、その結果に基づき可能な限りの収入を見積もること。

また、財源の確保と負担の公平性の確保の観点からも滞納整理の一層の促進など区税等の収納率の向上に向けた取組を強化し、最大限の歳入の確保に努めること。

(2) 税外収入

保険料、使用料等、税外収入の収入未済対策を強化し、収納率の向上を図ること。特に、保険料等定期的に徴収するものについては、口座振替への勧奨を徹底するなど、滞納の未然防止に努めること。

また、各種の情報媒体について、新たな広告掲載の可能性と実施に向けた検討を行い、広告収入の確保を図るなど、積極的に税外収入の拡大に努めること。

(3) 国・都支出金

国・都支出金については、国等における改革や予算編成の動向を十分注視し、内容を精査の上、獲得可能な特定財源の把握と積極的な確保に努めること。

4 その他

予算の見積りについては、財務会計システムによることとし、見積方法等の事務処理については、別途通知するので遺漏のないよう留意すること。